

厚生科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

平成12年度研究報告書

平成13年3月

主任研究者 庄 司 順 一

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄司順一

目次

総括研究報告	主任研究者 庄司順一	377
分担研究報告		
被虐待児への総合的支援計画に関する研究	分担研究者 庄司順一	381
乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究(Ⅲ)		384
児童自立支援施設に入所中の被虐待児の処遇のあり方に関する調査研究		413
反応性愛着障害についての検討		418
被虐待児の精神的問題に関する研究	分担研究者 奥山真紀子	423
被虐待児の精神症状の特徴－愛着を含む他者関係および自己制御の問題を中心に－		426
子どもの性的虐待の発見と初期対応のガイドライン		447
児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究	分担研究者 柏女霊峰	503
調査研究報告－児童相談所における処遇困難被虐待事例に関する質問紙及びヒアリング調査－		504
総合的考察		526
総合研究報告	主任研究者 庄司順一	557

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

児童虐待（子ども虐待）の急増を背景に、平成 12 年 5 月、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が制定され、11 月 20 日に施行された。しかし、児童虐待、とくにその処遇と対応に関しては、なお多くの課題がある。

本研究事業においては、一昨年度、昨年度に引き続き、以下の研究課題に対して専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設、医療機関等への質問紙調査や事例の分析、文献研究などの調査研究を行い、被虐待児童の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究 1 被虐待児への総合的支援計画に関する研究

分担研究 2 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究 3 児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究

具体的には、被虐待児童に対する児童相談所の効果的な援助のあり方について、臨床面、制度面からの総合的な考察と提言（分担研究 3）、児童福祉施設（乳児院、児童自立支援施設）における虐待への対応の実態と課題の把握、被虐待児童の行動を理解する基本となる愛着障害についての文献研究（分担研究 1）、被虐待児に対する治療のあり方を検討するとともに、性的虐待への対応方法のまとめとマニュアルの作成（分担研究 2）に関する研究を行った。

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長
青山学院大学文学部教授

奥山眞紀子 埼玉県立小児医療センター精神科医長

柏女霊峰 淑徳大学社会学部教授

A. 研究目的

児童虐待（子ども虐待）の相談件数は、児童相談所の報告例に示されるように、増加をつづけており、平成 11 年度は 11,631 件に達したが、これは平成 2 年度(1,101 件)の約 10 倍である。児童虐待の急増を背景に、平成 12 年 5 月、「児童虐待の防止等に関する

法律」（児童虐待防止法）が制定され、11 月 20 日に施行された。児童虐待の発見、通告、保護に関してはかなりの理解がすすみつつあるが、虐待の相談件数の急激な増加は児童相談所の対応のあり方、体制のあり方に見直しをせまっている。この問題に関しては分担研究 3 で詳細に検討を行った。

また、被虐待児童を児童福祉施設に保護したのちの対応に関しては、なお多くの課題がある。施設における被虐待児へのかかわりの困難さは、一つには被虐待児が示す精神症状、行動問題への理解が不十分なことによるであろう。わが国では、被虐待児の精神症状、行動問題に関する研究が乏しい。この問題に関しては、分担研究2において研究協力者が関係する医療機関、相談機関、児童養護施設での事例にもとづいて検討を行った。

虐待の中でも性的虐待は児童の心にきわめて深刻な心理的外傷をもたらす。従来の虐待への対応においては、虐待のタイプによるちがいはあまり意識されてこなかったが、分担研究2では性的虐待への対応も研究課題として取り上げてきた。これまでの成果をふまえ、本年度は性的虐待に対応するためのガイドラインの作成を試みた。

虐待への対応は、その困難さからこれまでは年長児への関心が高かった。しかし、被虐待児の数は低年齢ほど多いともいえる。すなわち、小学生、中学生で虐待が発見されたとしても、それらの多くは乳幼児期から継続していた可能性が高い。しかも、乳幼児では虐待は生命への危険などより深刻な被害をもたらすが、他方、回復の可能性も大きいといえる。にもかかわらず、乳幼児を対象とした研究は少ない。そこで、この問題は乳児院を対象とした分担研究1で取り上げた。

また、児童自立支援施設に入所した児童への対応に関しても分担研究1で検討を行った。これは、被虐待体験の長期的な影響についての研究ともいえるし、児童自立支援施設における処遇のあり方についての研究ともいえる。

被虐待児の精神症状、行動問題は、従来はトラウマ理論の枠組みで理解されてきた。しかし、保護者との間の愛着（アタッチメント）形成の障害も重要であると考えられる。愛着障害（あるいは反応性愛着障害）はまだ論じられることも少ないが、被虐待児の行動、心

理を理解し、対応を考える上でたいへん重要な研究課題であると思われるので、分担研究1において文献研究を行うことにした。

なお、平成10年度、11年度の分担研究班（分担研究者：高橋重宏）による「子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成」は昨年度で研究を終了した。この「リスクマネジメントモデル」は、関係者の虐待への理解の共通基盤となるものと考えられるが、最近改訂された「子ども虐待対応の手引き」にもその成果が反映された。

B. 研究方法

児童福祉、児童精神医学、福祉心理学などの領域の研究者、実務家などからなる研究班を組織し、質問紙調査、関係者へのヒアリング調査、事例研究、文献研究などにより検討を行った。

C. 研究結果および考察

分担研究1「被虐待児への総合的支援計画の策定に関する研究」(分担研究者：庄司順一)

本年度は、(1)前年度に実施した全国の乳児院を対象とした調査結果のクロス集計分析、(2)児童自立支援施設に入所している被虐待児童についての調査結果の検討と関係者へのヒアリング調査、および(3)反応性愛着障害に関する文献的検討を行った。

(1)に関しては、虐待のタイプ別の検討を行い、それぞれのタイプの特徴を明らかにするとともに、乳児においても深刻な影響が生じること、愛着形成の問題によると思われる行動が主であること、乳児院においては担当保育制をとることにより保育者との関係は改善しやすいものであることなどを明らかにした。しかし、家庭引き取りにあたっては十分な支援が不可欠であり、児童養護施設に措置変更する場合には愛着関係の維持に留意すべきことを指摘した。

(2)に関しては、児童自立支援施設に入所

している児童の約6割が被虐待体験を有しているものであり、虐待と非行との関連が改めて注目された。これらの児童に対しては、従来の非行処遇理論では十分とはいえず、心理治療的なアプローチの必要性が強調された。また、職員の意識改革が重要であると考えられた。

(3)本分担研究班においても、また後述の奥山班においても被虐待児童の行動の問題は愛着障害によるところが大きいことが指摘された。しかし、愛着障害(反応性愛着障害)についてはわが国ではほとんど取り上げられてこなかった。そこで、愛着障害に関する文献的検討を行った。愛着障害については今後本格的に検討を行い、この問題をもつ子どもへの対応法を確立する必要があると考えられた。

分担研究2「被虐待児の精神的問題に関する研究」(分担研究者:奥山眞紀子)

これまでの2年間の研究を基礎に、(1)被虐待児の精神症状の特徴を総合的に明らかにし、ケアの方法論を見いだすこと、および(2)性的虐待の発見から初期対応までのガイドラインを作成することを目的に研究を行った。

その結果、(1)に関しては愛着の問題が非常に多くみられる特徴であり、愛着障害によるとみられる対人関係の問題および自己感の問題が重要であると考えられた。それにもとづき、ケアの内容としては、まず愛着の問題を把握し、問題があるときには早期に愛着形成を目的としたケアがなされなければならないと考えられた。

(2)に関しては、性的虐待に対応するためのガイドラインが必要と考えられ、それを作成した。その内容は次のとおりである。

1.子どもの性的虐待とは

2.発見と初期対応(性的虐待が疑われるサイン、性的虐待を疑ったときの対応、児童相談所などの専門家の初期対応、関係機関

の連携)

3.性的虐待に対する法的対応

4.関係機関の連携

分担研究3「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究」(Ⅲ)(分担研究者:柏女霊峰)

本年度は、平成11年度に実施した被虐待児童処遇困難事例20事例に対する児童相談所の関わりに関する質問紙およびヒアリング調査の詳細な分析を行うとともに、総合的考察を行った。

その結果、いずれの調査からも、児童相談所および個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を多面的に浮かび上がらせることができた。とくに、虐待を認めず援助を拒否する保護者への対応をめぐる負担、チーム・アプローチや機関連携を図るための負担が大きく、また、これらの困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項を把握することができた。

これらの結果をふまえ、最終報告においては、研究全体を総括し、(1)対応の実態と課題、(2)機関連携の実態と課題、(3)体制上の課題と克服に向けて、(4)相談援助の課題とその克服に向けて、(5)研修とスーパービジョン体制の充実に向けて、(6)ネットワーク形成上の課題とその克服に向けて、(7)新たな児童家庭相談体制の再構築に向けて、の7点について考察を行った。その結果、児童虐待への効果的な対応を進めるためには、児童相談所機能の見直し、児童家庭福祉サービス供給体制および児童家庭相談体制といった体制上の再構築、ならびに方法論の確立が不可欠であり、児童虐待防止法の3年後の見直しを視野にいれつつ、児童家庭福祉サービスシステム全体にわたる検討が必要であると指摘した。

D. 結論

本研究は、被虐待児童の精神的問題、行動上の問題を明確にするとともに、児童相談所、施設入所後の処遇のあり方、被虐待児童への処遇および対応に関する総合的な研究を意図したものであった。

本研究により、被虐待児の行動、心理の理解が深まるとともに、児童相談所、乳児院、児童自立支援施設における被虐待児の実態および対応の課題を明らかにした。また、性的虐待に対応するためのガイドラインを作成した。

E. 研究発表

庄司順一：子ども虐待の理解と対応。フレーベル館，2001

庄司順一：子ども虐待への対応における保育所の役割。保育年報，p.79-84，2001

庄司順一ほか：保育所・幼稚園での対応と課題。子ども虐待とネグレクト，2(1)：96-100，2000

庄司順一ほか：子ども虐待への対応。小児科診療，63(10)：1528-1531，2000

柏女霊峰監修・編著：子ども虐待—教師のための手引き—。時事通信社，2001

柏女霊峰：児童虐待防止への制度的取り組みと相談援助の課題。生活と福祉，(532)：28-32，2000

厚生省児童家庭局企画課：子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改定版）。（庄司順一・奥山真紀子・柏女霊峰・才村 純らが編集委員として参加）

才村 純：児童虐待—再発を予防するための課題と対応—。こども未来，(2)，p.20-21，2001

才村 純：児童虐待対策の現状と課題。月刊福祉，83(14)：24-27，2000

才村 純：子ども虐待。日本医師会雑誌，124(8)：817-820，2000

平成 12 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究（H10－子ども－029）

主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

分担研究報告書

被虐待児への総合的支援計画に関する研究(Ⅲ)

分担研究者 庄司 順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

本分担研究班では、一昨年度は、都道府県における虐待防止への取り組みの現状、乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題、総合的支援の成功例と失敗例の3課題について検討を行った。昨年度は、乳児院における被虐待児の心身の状態、乳児院での対応の実態と課題を詳細に検討するために、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。これは、被虐待児は低年齢児に多く、低年齢児ほど虐待の影響は深刻であり、低年齢児ほど回復の可能性が高いと考えられるにもかかわらず、低年齢児に関する資料はおどろくほど乏しいからである。次に、支援の第一歩となる通告制度のあり方に関して、アメリカ・カリフォルニア州の「子ども虐待・ネグレクト通告法」に関する冊子の一部を翻訳、紹介し、資料として付した。

今年度は、第1に、昨年度実施した乳児院における被虐待児に関する調査の詳細な分析、すなわち主たる入所理由別の分析、および主たる入所理由が「虐待」の場合、そのタイプ別の分析を行った。

第2に、「児童自立支援施設に入所中の被虐待児の処遇のあり方に関する調査研究」を実施した。それは、児童養護施設における被虐待児童の実態等についてはいくつかの研究報告があるが、児童自立支援施設に関する調査は少なく、本研究では国立武蔵野学院が全国の児童自立支援施設を対象に実施した調査結果をふまえ、児童相談所、児童自立支援施設へのヒアリング調査を行い、児童自立支援施設における被虐待児への処遇の現状と課題を明らかにすることにより、処遇のあり方を検討したものである。

第3に、「愛着障害」に関する文献的検討を行った。被虐待児の精神症状、行動問題は従来トラウマ理論で説明されることが多かったが、被虐待体験は安定した愛着（アタッチメント）の形成を妨げるものである。実際、被虐待児には愛着の問題がしばしば認められる。愛着障害はDSM-IVやICD-10に取り上げられているにもかかわらず、欧米においても実証的な研究は乏しく、わが国ではほとんど研究がなされていない。愛着障害は被虐待児への対応の一つの重要なポイントと考えられ、これから重要な研究課題となると思われるので、文献的検討を行った。

研究協力者

谷口和加子・安藤朗子・小山 修・才村 純（日本子ども家庭総合研究所）、
帆足英一（都立母子保健院）、奥山眞紀子（埼玉県立小児医療センター）、
ニッ山 亮（丘の上乳幼児ホーム）、鈴木祐子（二葉乳児院）

研究1:乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究(Ⅲ)

A. 研究目的

児童福祉施設(乳児院)における被虐待児の実態と対応の課題を詳細に検討するために、昨年度実施した「乳児院における被虐待児に関する調査」結果を詳細に分析した。乳児院入所児を対象としたのは、虐待は低年齢児ほど数が多く、また子どもへの影響が大きいとともに、適切な養育により改善もみられやすいと予想されること、また児童養護施設入所児童に比べて検討されることが少ないためである。

B. 研究方法

全国の乳児院 114 施設を平成 10 年度に退所した子どもを対象に、「乳児院における被虐待児に関する調査」を昨年度実施した。調査項目は、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携など、乳児院での被虐待児の実態、および対応の実際と課題などであった。今年度は入所理由ごと、および虐待のタイプ別の検討を行った。

C. 研究結果

対象となるのは乳児院を平成 10 年度に退所した 1,979 名のうちの 380 名であり、その入所理由の内訳は、「主たる入所理由」が「虐待」であったもの 97 名(4.9%)、「父母不明(遺棄)」34 名(1.7%)、「父母、父または母の家出(蒸発)」91 名(4.6%)、「養育拒否」89 名(4.5%)で、「主たる入所理由はその他であるが、入所後に虐待であることが判明した」69 名(3.5%)であった。この 380 名を「広義の被虐待児群」とした。

「主たる入所理由」が「虐待」であった 97 名

の虐待のタイプは、身体的虐待 77 名(97 名のうちの 79.4%)、ネグレクト 17 名(17.5%)、心理的虐待 3 名(3.1%)で、性的虐待はいなかった。

これら被虐待児群について、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携などについて、検討を行った。

D. 考察

入所理由が「虐待」「遺棄」「父母家出」「養育拒否」「その他」によって、また「虐待」の場合でも身体的虐待かネグレクトかによって、家庭の状況、周産期の状況などが異なり、発生要因にちがいがあることが示唆された。また、子どもの心身の状況、保護者の面会の状況も異なることが明らかとなった。

乳幼児期は、虐待など養育環境によって大きな影響を受けるが、改善する可能性も高い時期である。乳幼児期から被虐待児とその家族への適切な支援を行うことが求められる。乳児院は乳幼児ケアセンターともいうべき機能をもつことが求められるようになるだろう。

研究2:児童自立支援施設に入所中の被虐待児の処遇のあり方に関する調査研究

児童養護施設における被虐待児童の実態等についてはいくつかの研究報告があるが、児童自立支援施設に関する調査は少なく、本研究では国立武蔵野学院が全国の児童自立支援施設を対象に実施した調査結果をふまえ、児童相談所、児童自立支援施設へのヒアリング調査を行い、児童自立支援施設における被虐待児への処遇の現状と課題を明らかにすることにより、処遇のあり方を検討したものである。

国立武蔵野学院の調査によれば、児童自立支援施設入所児童の約60%が被虐待児である。被虐待児では非行の初発年齢が低く、非行内容にも万引き、浮浪が多いなどの特徴がみられるとともに、受けてきた虐待のタイプにより行動上の特徴にちがいがみられることなどが指摘された。

こうした結果をふまえて、児童相談所(2カ所)、児童自立支援施設(2カ所)へのヒアリング調査を実施した。その結果、最近の入所児童の特徴が具体的に明らかになるとともに、児童相談所と児童自立支援施設との連携、心理療法や心理職の配置に関する職員の意識などの課題が明らかとなった。今後の課題として、①児童自立支援施設への心理職の配置と位置づけ、業務の明確化、②児童相談所と施設の連携の促進、③新たな処遇理念の確立と研修等の充実の必要性を指摘した。

研究3: 反応性愛着障害

子ども虐待への対応を考えるうえで、それらの子どもたちの行動の理解が重要であることは言うまでもない。虐待を受けた子どもの心理、行動に関しては、近年はトラウマ理論によって説明されることが多い。しかし、虐待体験に関しては、トラウマを引き起こす恐怖と苦痛とともに、保護者(親)との間にアタッチメント(愛着)が形成されないこと(あるいは非常に不安定な愛着を形成すること)も重要であろう。

愛着障害は、アメリカ精神医学会の「精神障害の診断・統計マニュアル(第3版)」DSM-III(1980年)において「乳児期の反応性愛着障害」としてはじめて記載された。しかし、DSM-IIIの改訂版DSM-III-R(1987年)において診断名が「幼児期または小児期早期の反応性愛着障害」となって、DSM-IV(1994年)に引き継がれた。他方、WHOのICD-9(国際疾病分類第9版)(1978年)には記載されておらず、ICD-10(1992年)に、DSM-III-Rとほぼ同じ内容で

記載された。

反応性愛着障害は、最近の精神医学、児童精神医学の教科書では取り上げられている。しかし、実証的な研究は少ない。最近の愛着障害への関心は、児童精神医学におけるというよりも、養子あるいは里親養育の領域における実践的研究によるところが大きい。しかし、この立場の愛着障害の概念は特定の養育者との関係形成がうまくいかなかったことに帰するには広すぎるように思われる。愛着形成不全だけでなく、被暴力体験、見捨てられ体験などによると考えるのが適切であると思われる。愛着障害というよりもマルトリートメント(不適切な養育)障害という方が適切と考えられる。

いずれにしろ、被虐待児の行動を理解するうえで愛着障害の概念は示唆的であり、今後いっそうの研究が必要である。

結 論

子ども虐待(児童虐待)への対応に関しては、発見、通告から調査、判定、処遇決定、処遇(施設入所等)の実施、家庭への再統合に向けての支援などの時系列をふまえつつ、関係諸機関と連携をしながら、総合的に考えていく必要がある。

本分担研究班では、これまでの3年間において、都道府県における虐待防止への取り組みの現状(第1年度)、アメリカにおける通告制度(第2年度)、乳児院における被虐待児の実態と対応の課題の検討(第1～第3年度)、児童自立支援施設における処遇のあり方の検討(第3年度)、被虐待児における愛着障害の検討(第3年度)、総合的支援の成功例と失敗例(第1年度)等の課題に取り組んだ。

児童養護施設での調査を含む奥山分担班の研究結果ともあわせ、児童虐待への対応、処遇に関する課題が明確になったといえよう。また、本研究の成果の一部は「子ども虐待対応の手引き」等に反映された。

乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究(Ⅲ)

庄司順一¹⁾・谷口和加子¹⁾・安藤朗子¹⁾・小山 修¹⁾・帆足英一²⁾・奥山眞紀子³⁾
ニッ山 亮⁴⁾・大阪多恵子⁴⁾・平田ルリ子⁵⁾・水谷暢子⁶⁾

1) 日本子ども家庭総合研究所、2) 東京都母子保健院、3) 埼玉県立小児医療センター、
4) 丘の上乳幼児ホーム、5) 清心乳児園、6) 浜松乳児院

A. 研究目的

前年度、児童福祉施設（乳児院）における被虐待児への対応の実態と課題を検討するために、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。乳児院を対象としたのは、虐待は低年齢児ほど数が多く、また影響は深刻であるとともに適切な養育により改善もみられやすい予想され、しかも児童養護施設入所児に比べて検討されることが少ないためである。本年度は、その調査結果を虐待のタイプごとにクロス集計した結果を報告する。

B. 研究方法

研究方法については詳しくは前年度報告書(庄司ほか,2000)を参照していただきたい。全国乳児福祉協議会の協力のもとに、全国の乳児院 114 施設を平成 10 年度に退所した子どもを対象とした質問紙調査を実施した。

有効回答施設数は 80 施設(70.2%)、有効回答数は 380 票であった。当該年度に当該施設を退所した子どもは 1,979 名であり、380 名は 19.2%にあたる。この 380 名の入所理由の内訳は、「主たる入所理由」が「虐待」であったもの 97 名(4.9%)、「父母不明（遺棄）」34 名(1.7%)、「父母、父または母の家出（蒸発）」91 名(4.6%)、「養育拒否」89 名(4.5%)で、「主たる入所理由は「その他」（上述のもの以外）であるが、入所後に虐待であ

ることが判明した」69 名(3.5%)であった。これら 380 名をここでは「広義の被虐待児群」とする。

「主たる入所理由」が「虐待」であった 97 名の虐待のタイプは、身体的虐待 77 名(97 名のうちの 79.4%)、ネグレクト 17 名(17.5%)、心理的虐待 3 名(3.1%)で、性的虐待はいなかった。本報告では、この 97 名について虐待のタイプ（主として身体的虐待とネグレクトの比較）による検討を行う。

「主たる入所理由」は上述の「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかったが、乳児院入所後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した 69 名の虐待タイプの内訳は、身体的虐待 12 名、ネグレクト 43 名、心理的虐待 4 名、きょうだい虐待を受けているなど本児も虐待を受けるおそれがある 3 名、記載不十分 7 名であり、このうちの「虐待のおそれ」と「記載不十分」の 10 名を除いた 59 名を前述の 97 名と加えた 156 名を虐待のタイプ別の検討とすることも考慮した。しかし、両者で判断の基準が同一であるとは限らないと思われたため、ここでは前述のとおり 97 名を分析の対象とすることにした。

なお、虐待のタイプ別・月齢別クロス結果の分析は本研究事業リサーチ・レジデント(安藤朗子)が担当したので、平成 12 年度厚生科学研究子ども家庭総合研究推進事業研究実績報告書(安藤,2001)で報告する。

C. 研究結果および考察

1 被虐待児について

1) 性別、入退所時の年月齢など

「広義の被虐待児群」は380名で（以下、その結果は表 x-1 として示す）、このうち主たる入所理由が「虐待」であった97名については虐待のタイプ別に検討する（結果は表 x-2 として示す）。

表 1-1 には「広義の被虐待児群」の入所理由別の内訳が男女別に示してある。「遺棄」は女兒がやや多くなっているが、その他には性差は認められなかった。

表 1-2 に示してあるように、「虐待」97名のうち、身体的虐待77名(79.4%)、ネグレクト17名(17.5%)、心理的虐待3名(3.1%)であった。これらにおいては性差はとくに認められなかった。

入所時月齢は、「広義の被虐待児群」(表 2-1)では、全体として、0カ月以上～6カ月未満から2歳以上まで広く分布しているが、「遺棄」と「養育拒否」では生後6カ月未満が非常に多くを占めていた。他の項目においてもそうであるが、「その他」は「虐待」に類似した分布をしていることに留意したい。

「虐待」の場合の入所時月齢は2歳以上を含めて広い年齢幅にわたっているが、虐待のタイプ別にみると(表 2-2)、身体的虐待に比べて、ネグレクトでは6カ月未満は少なく、1歳6カ月以上が多くなっていた。

退所時月齢は、「広義の被虐待児群」(表 3-1)では、全体として、2歳以上～2歳6カ月未満をピークに広く分布している。「遺棄」「養育拒否」は他に比べて6カ月未満がやや多く、「虐待」は2歳以上が多くなっていた。

「虐待」においてそのタイプ別にみると(表 3-2)、身体的虐待、ネグレクトとも2歳以上が多くなっていた（それぞれ61.1%、76.4%）。

入所期間は入所時月齢、退所時月齢と関係

するが、「広義の被虐待児群」(表 4-1)では、各グループとも広い範囲にわたっていた。

「父母家出」は1カ月未満か6カ月以上となることが多いようであった。1カ月未満というのは、父母が家出をしてもすぐ自宅を戻り、引き取られたということであろうか。

「虐待」をタイプ別にみると(表 4-2)、1年以上が身体的虐待では53.3%、ネグレクトでは53.0%となっていた。身体的虐待で1カ月未満で退所したものが6.5%いることが注目される。

退所先は、「広義の被虐待児群」(表 5-1)では、「遺棄」「養育拒否」は里親委託と児童養護施設が、「虐待」は児童養護施設と親元引き取りが、「父母家出」は児童養護施設と親元引き取りがそれぞれ多くなっていた。「遺棄」「養育拒否」では親の意思が明確に示されたと考え、里親委託がしやすいのであろう。

「父母家出」による入所の場合、約30%が親元に引き取られることが注目される。「その他」は「虐待」に類似していることを指摘しておこう。

「虐待」をタイプ別にみると(表 5-2)、身体的虐待では親元(42.9%)か児童養護施設(39.0%)であることが多く、また障害児施設(9.1%)の場合もあった。ネグレクトでは児童養護施設(58.8%)が多く、親元は29.4%であった。ネグレクトは親元に引き取られるのがむずかしいといえる。

2) 考察

虐待の状況、タイプにより、入所時月齢、退所時月齢、入所期間、退所先に明らかなちがいが認められた。ただ、「広義の被虐待児群」の「その他」は入所後に虐待ケースであると考えられた例である。入所理由が「虐待」であるのは児童相談所の児童票によるが、「その他」は乳児院での判断である。根拠がちがうわけであるが、「その他」に関する結果は、「遺棄」「父母家出」「養育拒否」よりも「虐待」に類似していることが多いように

思われる。このことは、乳児院での判断が妥当なものであることを示唆しているといえよう。ただし、「その他」では身体的虐待よりもネグレクトが多いことに留意しなければならない。

虐待のタイプによって検討すると、身体的虐待では入所時月齢が低く、それだけ生命への危険も予想される。入所期間は長期化することが多いが1カ月未満で退所する例もある。退所先は親元と児童養護施設が多いが、自宅へ引き取られるにあたっては家庭支援が不可欠である。また障害児施設へ移行する例が9%あることが注目される。

ネグレクトは入所時月齢はやや高いことが多い、退所時月齢は2歳以上が約3/4となっており、しかも児童養護施設へ移行することが多い。このことは家庭引き取りが困難なこと、家庭支援が困難なことを示していると考えられる。

2 虐待の背景要因(1)子ども側の要因

1)出生体重および親子分離の有無など

出生体重は「広義の被虐待児群」(表 6-1)では、2,500g 未満の低出生体重児が多い(24.8%)が、入所理由によってもちがいがあり、とくに「養育拒否」(28.1%)と「虐待」(31.0%)では多くなっていた。「養育拒否」では、1,000g 未満の超低出生体重児4名のうち3名を占めていた。

「虐待」をそのタイプ別にみると(表 6-2)、身体的虐待は低出生体重児は 29.9%であったが、超低出生体重児はいなかった。ネグレクトでは低出生体重児は 23.5%で、1,500g 未満の極低出生体重児はいなかった。これに対して「心理的虐待」3名はいずれも低出生体重児であり、うち2名は極低出生体重児であった。ただネグレクトにおける無回答(おそらくは「不明」であろう)の多さが注目される。

未熟児室への入院の有無については、「広

義の被虐待児群」(表 7-1)では「養育拒否」では他と比べて多くなっていた。

「虐待」をタイプ別にみると(表 7-2)、ネグレクトに「不明」の多いことが指摘できよう。「心理的虐待」では3名とも入院経験を有していた。

未熟児室に入院したもの(「広義の被虐待児群」では61名)の中にはかなり長期の入院を要したもの(1カ月以上7カ月未満が23名)が含まれていることに注目したい(表 8-1)。

「虐待」のタイプ別については対象数が少なく検討できない(表 8-2)。

乳児院入所までの親子分離経験については、「広義の被虐待児群」(表 9-1)では「分離経験あり」の割合が「虐待」「遺棄」「養育拒否」で高く、「父母家出」ではやや低くなっていた。

「虐待」をタイプ別にみると(表 9-2)、「分離経験あり」は身体的虐待では 62.3%、ネグレクトでは 52.9%であった。例数は少ないが心理的虐待は3名とも「分離経験あり」であった。

乳児院入所までの児の心身の状況については、「広義の被虐待児群」(表 10-1)では全体で約60%が「健常であったと思われる」が、「虐待」では 40.2%にすぎず、「発達の遅れや障害があった」ものが 42.3%となっていた。

「虐待」をタイプ別にみると(表 10-2)、身体的虐待は「発達の遅れや障害があった」が多く、ネグレクトは「慢性疾患」がやや多くなっていた。

2)考察

今回の結果は、7.5%とされる(人口動態統計、平成10年)出生体重2500g未満の低出生体重児が全体では24.8%いること、とくに「虐待」と「養育拒否」でその割合が高いこと、「虐待」の中では身体的虐待で高いことが示された。低出生体重児の割合、未熟

児室への入院期間、その他の親子分離の経験の有無、発達の遅れや障害をもつ割合などは、「虐待」（とくに身体的虐待と心理的虐待）や「養育拒否」の重要な要因であることを示唆している。つまり、これらの要因は親子関係（とくに母親の子どもへの愛着）を形成するうえでの阻害要因となるのであろう。

このことは、虐待のタイプによって発生要因が異なることを示唆している。また、「虐待」や「養育拒否」への予防として低出生体重児への育児支援、障害や慢性疾患をもつ子どもへの育児支援が重要であることを示唆している。

なお、「父母家出」は、他の群に比べて、周産期の要因の関与は少ないようであった。生後の家庭の状況の変化によるところが多いのであろう。

3 虐待の背景要因(2)家庭の状況

1)父母の状況

父母の状況に関して、「広義の被虐待児群」(表 11-1)では、「遺棄」は当然のことながら「不明」が多くなっていた。「虐待」は両親がいる(75.3%)が、「養育拒否」は母のみ(60.7%)が多くなっていた。「父母家出」は両親がいる(39.6%)、母のみ(34.1%)、父のみ(15.4%)と、父子家庭の割合が高くなっていた。

「虐待」をそのタイプ別にみると(表 11-2)、ネグレクトは母のみ(35.3%)の割合が高くなっていた。

本児が出生したときの母親の年齢については、「広義の被虐待児群」(表 12-1)では、「養育拒否」「父母家出」では母親の年齢が20歳未満であった割合がやや高かった(それぞれ18.0%と15.4%)。ただし、母親の年齢は広い範囲にわたっていることに留意しなければならない。

「虐待」をタイプ別にみると(表 12-2)、身体的虐待は20歳未満6.5%、20~24歳27.3%

と、母親の年齢が低い場合も多いが、ネグレクトは20歳未満はなく、20~24歳も11.8%にすぎなかった。

父親の年齢については、「広義の被虐待児群」(表 13-1)では無回答が多い(約37.1%)ので確かなことはいえない。とくに「遺棄」と「養育拒否」では父親のことはほとんど分からない。ただ、「養育拒否」では20歳未満(5.6%)の父親もいた。

「虐待」をタイプ別にみると(表 13-2)、身体的虐待では30~34歳をピークとし、ネグレクトでは35~39歳をピークとして広い範囲に分布していた。

母親の精神的な問題の有無については、「広義の被虐待児群」(表 14-1)では、「虐待」「養育拒否」は問題あり(それぞれ63.9%、41.6%)の割合が高くなっていた。「遺棄」「父母家出」は不明(それぞれ58.8%、46.2%)が多くなっていた。

「虐待」をタイプ別にみると(表 14-2)、いずれのグループも「精神的問題あり」の割合が高かった(身体的虐待61.0%、ネグレクト70.6%、心理的虐待100.0%)。

父親の精神的問題について「広義の被虐待児群」(表 15-1)では、不明が多い(不明37.4%、無回答11.8%)が、「虐待」で問題ありが21.6%いることが注目される。

「虐待」をタイプ別にみると(表 15-2)、「精神的問題あり」は、身体的虐待(20.8%)よりも、ネグレクト(29.4%)の方が若干高くなっていた。

2)きょうだいの状況

きょうだいの数に関して、「広義の被虐待児群」(表 16-1)では、無回答が多い(64.7%)。「遺棄」を除き、きょうだい数の多い家庭が目立つ。きょうだい数が4人以上の割合は、「虐待」では9人というものを含め16.6%、「養育拒否」は7人を含め23.5%、「父母家出」も7人を含め13.2%であった。

「虐待」をそのタイプ別にみると(表 16-2)、

きょうだい数は、身体的虐待では4人以上13.0%、ネグレクトでは4人以上35.4%と、ネグレクトに多子家庭が多くみられた。

出生順位に関しては、「広義の被虐待児群」(表17-1)では、きょうだい数に関してとほぼ同様の結果が示された。「遺棄」は不明が多く、他の群ではどの出生順位の場合もあり得る。

「虐待」をタイプ別にみると(表17-2)、身体的虐待では、1番目49.4%、2番目26.0%、3番目11.7%、4番目以降10.4%で、無回答は2.6%であった。ネグレクトでは、1番目29.4%、2番目23.5%、3番目11.8%、4番目以降35.4%であった。

対象児のきょうだいへの虐待の有無については、「広義の被虐待児群」(表18-1)では、「遺棄」「父母不明」「養育拒否」は不明・無回答が多かった。「虐待」は、「きょうだいはいるが、虐待を受けていない」16.5%、「きょうだいがいて、虐待を受けている」(38.1%)と、きょうだいがいる場合にそのきょうだいても虐待を受けている割合が高くなっていった。

「虐待」をタイプ別にみると(表18-2)、身体的虐待では、きょうだいはいない(一人っ子)が42.9%いたが、きょうだいがいて、その子たちは虐待を受けていないのが20.8%、きょうだいがいて、その子たちも虐待を受けているのが29.9%、不明5.2%、無回答1.3%であった。ネグレクトでは、きょうだいはいない(一人っ子)が29.4%いたが、きょうだいがいる場合には、その子たちも虐待を受けていた(70.6%) (表18-2)。すなわち、ネグレクトではきょうだいがいる場合、その子たちもネグレクトの状態にあることが多い。

主たる虐待者については、「広義の被虐待児群」(表19-1)では「虐待」以外には該当する選択肢を用意していなかった。「虐待」について、そのタイプごとにみると(表19-2)、身体的虐待では、実母49.4%、実父23.4%、

両親13.0%、その他7.8%、不明3.9%、無回答2.6%であった。ネグレクトでは、実母70.6%、実父0.0%、両親17.6%、その他5.9%、無回答2.6%であった(表19-2)。身体的虐待では実父の割合が比較的高く、ネグレクトでは実母の割合が高い。

3) 考察

父母の状況は入所理由によって異なることが示唆された。それぞれのグループと比較してやや目立つ特徴を述べると次のようになり(相対的な特徴であることに留意すること)。

「虐待」は、両親のいる家庭、やや若い母親、父母に精神的問題がある、子どもの数が多い。

「遺棄」は父母の状況について不明のことが多い。

「父母家出」は、父親のみの家庭が他のグループに比べて多く、母親はやや若く、父母の精神的問題はないことが多い。他のグループに比べて子どもの数はやや少ない。

「養育拒否」では母親のみの家庭が多く、若年の母親が比較的多い。また、母親に精神的問題があることが多い。

「その他」は「虐待」にもっとも近いと思われる。

次に、虐待のタイプ別にみると、身体的虐待ではまず20歳未満で出産した母親が多く、また父親については不明のことが多いが、母親とほぼ同様の傾向がみられるようである。ネグレクトでは父母ともに精神的問題を有するものが多いように思われる。

きょうだい数については、身体的虐待、ネグレクトとも多子家庭であることが多いが、ネグレクトの方が顕著であるといえる。

きょうだいへの虐待の有無については、ネグレクトではきょうだいがいる場合、その子たちもネグレクトの状態にあることが多いが、身体的虐待ではきょうだいても虐待を受ける場合と、特定の子どもだけが虐待の対象となる

場合があるようである。

これらの結果は、身体的虐待とネグレクトでは発生要因がちがいがあことを示しており、予防などの対応において考慮すべきことといえよう。

4 乳児院入所直後にみられた身体的、心理行動的問題

1) 被虐待児の心身の問題や行動上の問題

身体発育については（複数回答、以下本項はすべて複数回答）、「広義の被虐待児群」(表 20-1)では、「虐待」が「問題なし」の頻度がもっとも低く(58.8%)、「父母家出」がもっとも高かった(80.2%)。「虐待」ではやせ(28.9%)と低身長(15.5%)が目立った。その他、「養育拒否」でもやせ(19.1%)の頻度が高かった。

「虐待」をそのタイプ別にみると(表 20-2)、身体的虐待ではやせ(31.2%)、ネグレクトでは低身長(23.5%)が多くみられた。

精神運動発達については、「広義の被虐待児群」(表 21-1)では、「虐待」は「問題なし」の割合がもっとも低かった(38.1%)。「遺棄」は「問題なし」の頻度が高い(73.5%)が、これは低年齢で入所することが多いことによるのであろう。

「虐待」をタイプ別にみると(表 21-2)、身体的虐待では約 2/3 に、ネグレクトでは約半数に問題が認められた。

摂食に関しては、「広義の被虐待児群」(表 22-1)では、「虐待」は「問題なし」の割合がもっとも低く(56.7%)、「父母家出」がもっとも高かった(82.2%)。

「虐待」をタイプ別にみた場合(表 22-2)、目立ったのは、小食(身体的虐待 15.6%、ネグレクト 17.6%)と咀嚼がうまくできない(身体的虐待 19.5%)であった。

排泄は、「問題なし」の頻度が 80%を超えていた(表 23-1、表 23-2)が、これは低年齢であることによるものといえよう。ただし、

「虐待」に問題をもつものが多いように思われる。

睡眠の問題もあまり多くはないが(表 24-1)、その中でも「虐待」では問題がやや多く認められるようである。

「虐待」をタイプ別にみると、夜泣き(身体的虐待 10.4%、ネグレクト 11.8%)と断続的な眠り(9.1%と 5.9%)がやや多く認められた(表 24-2)。

感情については、「広義の被虐待児群」(表 25-1)では、「虐待」に問題が多く見られた(「問題なし」49.0%)。この他、「父母家出」において無表情(14.4%)が目立った。

「虐待」をタイプ別にみると(表 25-2)、無表情が目立ち(身体的虐待 31.24%、ネグレクト 43.8%)、次いで身体的虐待ではおびえ(11.7%)、突然に気分が変わる(11.7%)が認められた。

行動問題については、「広義の被虐待児群」(表 26-1)では、「問題なし」の頻度は「虐待」は低く(61.5%)、「父母家出」はやや高かった(75.6%)。

「虐待」をタイプ別にみると(表 26-2)、身体的虐待は、落ち着きのなさ・多動がもっとも多くみられ(15.6%)、次いで、かみつき(6.5%)、乱暴(5.2%)であった。ネグレクトは、乱暴(12.5%)がもっとも多くみられた。

習癖については、「広義の被虐待児群」(表 27-1)では、「養育拒否」で指しゃぶり(27.2%)の頻度がやや高かったが、これ以外には顕著なちがいはみられなかった。

「虐待」をタイプ別にみると(表 27-2)、指しゃぶり(身体的虐待 15.6%、ネグレクト 18.8%)がもっとも多くみられたが、年齢的には異常とはいえないであろう。次いで、身体的虐待で頭を打ちつける(6.3%)がみられたが、これはホスピタリズムとしてかつての乳児院にはよくみられたが、現在の乳児院にはほとんどみられず、虐待体験との関係が目される。

保育者との関係については、「広義の被虐待児群」(表 28-1)では、「遺棄」は「安定」の頻度が低いが、これは無回答が多い(35.3%)ことが関係していよう。全体に、「だれにでも絶えず抱かれたがる」と「関係がもちにくい」の頻度が高いが、愛着障害の症状であることに留意する必要がある。この2項目は「虐待」でもっとも多くみられた。「父母家出」では「絶えずあとを追う」と「だれにでも絶えず抱かれたがる」が多くなっていた。「虐待」をタイプ別にみると(表 28-2)、「安定」は身体的虐待では 45.5%、ネグレクトでは 58.8%と、他の項目の問題なしに比べて低かった。身体的虐待では、関係がもちにくい 19.5%、だれにでも絶えず抱かれたがる 15.6%、絶えずあとを追う 10.4%が多くみられた。ネグレクトでは、だれにでも絶えず抱かれたがる 11.8%がやや目立ったところで、その他の頻度は低かった。

他の子どもとの関係については、「広義の被虐待児群」(表 29-1)では、無回答が多かった(20~40%)。「虐待」をタイプ別にみた場合(表 29-2)でも同様である。ただ、身体的虐待で「不安定であった」(40.3%)が多いことに注目する必要がある。

これらの子どもたちに対して心理的対応の必要性を感じたのは、「広義の被虐待児群」(表 30-1)では、「虐待」がもっとも割合が高かった(30.2%)。「虐待」をタイプ別にみた場合(表 30-2)、身体的虐待(31.2%)の方がネグレクト(18.8%)よりも必要であると感じられていた。

実際に何らかの心理的対応を行ったのは、「広義の被虐待児群」(表 31-1)では「虐待」「遺棄」「養育拒否」では約7%であったが、「父母家出」では約1%にすぎなかった。「虐待」をタイプ別にみた場合、身体的虐待、ネグレクトで差はみられなかった(表 31-2)。

2) 考察

子どもの心身の状況に関しては、「問題な

し」の頻度が80%を超えていたのは「排泄」のみであり、さまざまな問題を有していることが示された。逆に「問題なし」が50%以下であったのは「精神運動発達」「感情」「保育者との関係」で、これらはとくに重大な問題があると考えられる。しかし、これらの問題は必ずしも虐待の結果とは言えず、「精神運動発達」などはもともと遅滞があった可能性もある。

入所理由との関係をみると、全体としては、「虐待」がもっとも心身の問題が認められ、次いで「養育拒否」であり、「遺棄」「父母家出」は比較的問題が少ない。ただし、これらについては入所時月齢などを考慮する必要があるだろう。

虐待のタイプによってもちがいがみられ、心身の状況に関しては、身体的虐待とネグレクトを比較すると、ネグレクトの例数が少ないことを考慮しなければならないが、身体的虐待の方が問題の頻度が高いようであった。身体的虐待では、「精神運動発達」「摂食」「行動問題」「保育者との関係」では「問題なし」の頻度がネグレクトよりも低くなっている。乳児院入所児では、明らかな暴力をとるような身体的虐待の方がネグレクトよりも強い影響を与えるように思われる。しかし、影響の現れ方は虐待のタイプによってちがう面もあるようである。とくに「感情」に関しては、ネグレクトでは「無表情」がもっとも多くみられたが、「おびえ」は身体的虐待にもみられ、「突然に気分が変わる」は身体的虐待の方が頻度が高くなっている。これは、ネグレクトによる親との関わりの乏しさと、身体的虐待による暴力への恐怖のちがいによるのであろう。

身体的虐待のケースの約1/3、ネグレクトの1/5では保育者は通常の保育を超えた心理的対応の必要性を感じていた。しかし、実際に何らかの対応が試みられたのはその1/3~1/4程度と思われる。乳児院に心理

療法担当職員が配置されれば、このような状況も改善されると考えられる。

5 退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題

1)退所時にみられた子どもの心身の問題

前述の「乳児院入所後にみられた心身の問題」にほぼ対応する項目について、入所後の経過および退所時の状況についての概略を知る項目を設けた。

身体発育に関しては、「広義の被虐待児群」(表 32-1)では、「虐待」は改善する頻度も高い(23.7%)が、問題が継続する率もやや高かった(15.5%)。改善する場合と継続する場合は問題の内容、性質によるのであろう。

「虐待」をそのタイプ別にみた場合(表 32-2)、身体的虐待では、ネグレクトに比べて、入所時に問題をもっていることが多く、しかも問題が退院時まで継続した例が多くなっていた。

精神運動発達について、「広義の被虐待児群」(表 33-1)では、「遺棄」「父母家出」「養育拒否」では、もともと問題がなかった割合が高く(約 65~70%)、「虐待」では低かった(35.1%)。入所理由が「虐待」の例で、入所時に精神発達の問題がみられた場合、その後「改善した」(33.0%)ものと、「問題が継続した」(24.7%)ものとはほぼ二分された。

「虐待」をタイプ別にみると(表 33-2)、身体的虐待は、ネグレクトに比べて、もともと問題をもっていない割合が低く、問題をもっていた場合、それが継続する割合が高くなっていた。

摂食・排泄・睡眠(表 34-1、表 34-2)に関しても精神運動発達とはほぼ同様の傾向が認められた。

感情に関しても、「広義の被虐待児群」(表 35-1)では、精神運動発達とはほぼ同様の傾向が認められた。ただし、「虐待」をタイプ別にみた場合(表 35-2)、ネグレクトの方が改善

の率は低く、問題の継続や入所後の新たな問題の発生の率が高くなっていることに注目する必要があるだろう。

行動問題(表 36-1)、習癖・こだわり(表 37-1)に関しては、「広義の被虐待児群」では、精神運動発達と同様に、「虐待」は入所時に問題がみられる割合が高く、その後は「改善した」ものと、「問題が継続した」ものとはほぼ二分される傾向が認められた。

「虐待」をタイプ別にみると、行動問題(表 36-2)については、身体的虐待は「改善」と「継続」にほぼ二分される傾向が認められたが、習癖・こだわり(表 37-2)については、ネグレクトで「問題が継続」の頻度が高くなっていた。

保育者との関係(表 38-1)、他の子どもとの関係(表 39-1)に関しては、「広義の被虐待児群」ではいずれの群も退所時まで「問題が改善」する例が多く、「問題が継続する」例は少なかった。

「虐待」をタイプ別にみると(表 38-2、表 39-2)、ネグレクトに比べて、身体的虐待は「問題が継続した」割合が若干高くなっていた。

2)考察

退所時にみられた子どもの心身の問題に関しては、もともと入所時に問題がみられなかった場合、入所時に問題がみられたが退所時まで改善した場合、問題が継続した場合、入所時にはみられなかった問題がその後発現した場合に分けて検討した。

「遺棄」「父母家出」「養育拒否」では、もともと問題がなかった割合が高く、「虐待」では入所時に問題がみられる割合が高かった。入所後は、しかし、改善する面もみられたが、「虐待」では問題が継続する割合が他よりも高かった。つまり「虐待」はもっとも深刻な影響をもたらすといえる。

虐待のタイプで比較すると、身体的虐待の方が、ネグレクトよりも、子どもに大きな、

しかも改善しにくい影響を及ぼすように思われる。ただ、表情の乏しさなど感情面への影響はネグレクトの方が大きいように思われる。虐待のタイプによって子どもへの影響が異なることが示唆されたといえよう。とくに身体的虐待では精神運動発達と身体発育が継続的な問題となり、これは頭蓋内出血など、身体的損傷によるものが多いのであろう。ネグレクトでは感情面への影響が大きいですが、しかし保育者との関係とともに、改善がみられる率も高いといえる。とはいえ、これら各項目について「もともと問題がなかった」のは30%~70%であり、虐待のタイプいかんにかかわらず、虐待によって多くの子どもに深刻な影響が生じることを確認しておかなければならない。

6 父母とのかかわり、支援の状況

1) 父母の面会について

親によるはじめての面会の時期に関しては、「広義の被虐待児群」(表 40-1)では、入所後1週間以内から入所後6カ月以上まで、また「面会がなかった」ものまで大きな幅がみられた。そして、入所理由による分類によってかなり特徴がみられた。すなわち、「虐待」は「面会がなかった」例は少なく、しかも入所後1週間以内(21.6%)、あるいは1週間~1カ月以内(43.2%)という早い時期の面会が多かった。「遺棄」は「面会がなかった」例が多かった(70.6%)。「父母家出」と「養育拒否」の場合はこれらの中に位置するといえよう。

「虐待」をタイプ別にみると(表 40-2)、身体的虐待、ネグレクトとも面会がなかったのは約10%であった。また、身体的虐待、ネグレクトとも入所後1週間から1カ月以内の面会(それぞれ44.2%と47.1%)がもっとも多かったが、次いで多かったのは身体的虐待では1週間以内(24.7%)であり、ネグレクトでは1カ月から3カ月以内(17.6%)であった。

「虐待」の中でも身体的虐待の方が最初の面会の時期が早いといえる。

父母の面会頻度については、「広義の被虐待児群」(表 41-1)では、「虐待」はまったく面会がなかった例は少なく、週1回程度(15.5%)、月1~3回程度(42.3%)と面会頻度が比較的高かった。「遺棄」は「まったく面会がなかった」が約70%であり、「父母家出」「養育拒否」は「まったく面会がなかった」が約30%で、次いで数カ月に1回程度の面会であった。

「虐待」をタイプ別にみると(表 41-2)、身体的虐待、ネグレクトとも月に1回~3回程度というものがもっとも多かった(40.3%と52.9%)が、身体的虐待では週1回程度の頻度での面会(18.2%)が比較的多くなっていた。

2) 父母とのトラブル等について

面会時に問題が感じられたことの有無(表 42-1、入所時以外に面会があった事例(N=246)について)、面会時に留意したことの有無(表 43-1、N=246)、引き取りの強要の有無(表 44-1)、親とのトラブル(表 45-1)について、「広義の被虐待児群」では、「遺棄」で無回答が多い(約30%)ことに留意しなければならないが、「虐待」に多く問題がみられた。すなわち、「虐待」では、面会時のように問題が感じられた(38.3%)、面会にあたって留意したことがある(61.7%)、引き取りの強要(24.7%)、親とのトラブル(13.4%)が指摘された。ただ、引き取りの強要を除いて、面会時の問題、面会時に留意したことは「養育拒否」も頻度が高いことに注目する必要があるだろう。

「虐待」をタイプ別にみると(表 42-2、表 43-2、表 44-2)、いずれも身体的虐待に多く問題が認められた。

3) 考察

家庭で虐待を受け、乳児院に保護した子どもへの面会をどのように考えるかは重要な問題である。面会は、親子関係を維持、あるいは

は形成する重要な手段といえるが、他方、入所後間もない時期の面会はトラウマを再体験させることにもなりかねない。

今回の調査結果で興味深いのは、「虐待」では最初の面会時期が早く、面会頻度も高いことである。とくに、身体的虐待では初回の面会の時期が入院後1週間以内の場合が約1/4あることに注目する必要がある。「虐待」では、「遺棄」や「養育拒否」のように子どもとの関係を自ら断ち切るのではなく、一方で強い関わりを求めるように思われる。おそらく、子どもに対してアンピバレントな感情をもっているのであろう。これに対して、ネグレクトでは子どもへの愛着が弱いように思われる。

ただ、面会頻度が高いがゆえに、身体的虐待で面会時の問題が生じやすいことに留意する必要がある。親子だからできるだけ早くに面会をさせるというのではなく、処遇計画の中で面会を位置づけることが必要であろう。

7 関係機関との連携

1) 関係機関との連携

児童相談所との連携に関しては、「広義の被虐待児群」(表 46-1)では、無回答がやや多いが、全体で約70%においてよく連携がとれたという結果であった。「養育拒否」(19.1%)、「父母家出」(15.4%)、「虐待」(13.4%)で連携がとれなかったということである。「虐待」をタイプ別にみた場合(表 46-2)、ネグレクトではほとんど連携がとれていたようであるが(94.1%)、身体的虐待では16.9%が連携がとれなかった。

外部の関係者を交えたケースカンファレンスについては、「広義の被虐待児群」(表 47-1)では、全体で約1/3の事例に対して実施されていたが、「虐待」では43.3%と最も高く、「遺棄」(14.7%)、「父母家出」(23.1%)では実施率は低かった。「虐待」をタイプ別にみた場合、身体的虐待では約半数

(51.9%)に実施されたが、ネグレクトでは11.8%にすぎなかった。

退所先が児童養護施設の場合(N=156)、退所にあたっての児童養護施設との連携については、「広義の被虐待児群」(表 48-1)では全体で20%弱が連携がとれなかった。入所理由による分類では顕著な差はみられない。

「虐待」のタイプ別に比較では、やや身体的虐待の方が連携がとれなかったことが多かった。

退所先が家庭の場合(N=111)、退所にあたって児童相談所のほかに連携をとった機関については、「広義の被虐待児群」(表 49-1)では、「無回答」「なし」が多いが、「虐待」では保育所(15.4%)、保健所(12.8%)が主である。その他「遺棄」等では例数が少なく、分析はできない。身体的虐待とネグレクトの比較(表 49-2)ではほとんどが身体的虐待のケースであるため、上記とほぼ同じ傾向になる。

退所後のアフターケアに関しては、「広義の被虐待児群」(表 50-1)ではやや無回答が多いが、全体として「もともとアフターケアは行っていない」(34.2%)が多く、「他の施設へ行ったので行っていない」(26.3%)で、フォローアップしたのは約20%であった。身体的虐待とネグレクトを比較すると(表 50-2)、身体的虐待では短期間のフォローアップ(15.6%)が、ネグレクトでは1年程度のフォローアップ(17.6%)が多かった。

2) 考察

関係機関との連携や退所後のアフターケアに関しては、乳児院としては子どもの状況に応じて対応しているように思われる。しかし、「回答なし」や「なし」の頻度が高く、決して十分な状況にあるとはいえないだろう。

これらのことに関しては、ファミリーソーシャルワーカーや心理職の配置が少ない平成10年度退所児についての調査であったため、その後の家庭支援専門相談員や心理療法担当職員の配置によってどのように変化していく

のかが注目される。

D. 全体の考察

乳児院入所児における被虐待児の状況を検討するために、平成 10 年度に乳児院を退所した子どもたちを対象とした調査票による個別調査結果のクロス集計分析を行った。全国 114 の乳児院のうち 80 施設から 380 票の有効回答が得られた。この 380 名(平成 10 年度に 80 施設を退所した子どもの 19.2%)は、「虐待」「父母不明(遺棄)」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、虐待そのものないし虐待と密接な関連のある状況におかれた子ども(広義の被虐待児群)と考えられた。

昨年度は、この被虐待児群全体の状況について検討を行ったが、今年度は入所理由ごとの分析、および虐待のタイプごとの特徴を検討した。

虐待の状況、タイプにより、入所時月齢、退所時月齢、入所期間、退所先に明らかなきがいが認められた。ただ、「広義の被虐待児群」の「その他」は入所後に虐待ケースであると考えられた例である。この「その他」に関する結果は、「遺棄」「父母家出」「養育拒否」よりも「虐待」に類似していることが多いように思われ、乳児院での判断がおおむね妥当であると考えられた。

今回の結果は、虐待の発生要因に示唆を与えるものである。

「広義の被虐待児群」を考えた場合、「虐待」では、家庭の状況として、両親のいる家庭、やや若い母親、父母に精神的問題がある、子どもの数が多いことが特徴として示された。子どもの状況としては、低出生体重児の割合が高く、また発達の遅れや障害をもつ割合も高かった。これらは、愛着形成を含め、多くの要因が複合して関与していることを示していると考えられる。

「遺棄」では、父母の状況、周産期の情報は乏しく、ここから発生要因を明らかにする

ことはむずかしい。

「父母家出」は、父親のみの家庭が他のグループに比べて多く、母親はやや若く、父母の精神的問題はないことが多い。他のグループに比べて子どもの数はやや少なかった。周産期の問題は比較的少なく、愛着形成よりも家庭の状況が重要であると考えられる。

「養育拒否」では母親のみの家庭、若年の母親が比較的多く、また母親に精神的問題があることが多い。低出生体重児の割合も高く、周産期の愛着形成も重要だと考えられる。

「その他」は「虐待」にもっとも近いと思われた。

次に、「虐待」について身体的虐待とネグレクトを比較すると、身体的虐待ではまず 20 歳未満で出産した母親が多かった。また、身体的虐待では、きょうだいがいる場合に、きょうだいも虐待を受ける場合と、特定の子もだけが虐待の対象となる場合があるようであった。

ネグレクトでは父母ともに精神的問題を有するものが多いように思われた。また、きょうだいがいる場合、その子たちもネグレクトの状態にあることが多かった。

これらの結果は、「虐待」「遺棄」「父母家出」「養育拒否」で、また「虐待」の場合、身体的虐待とネグレクトでは発生要因がちがいがあことを示しており、予防などの対応において考慮すべきことといえよう。

次に、子どもへの影響に関しては、「精神運動発達」「感情」「保育者との関係」などに重大な問題があると考えられた。しかし、これらの問題は必ずしも虐待の結果とは言えず、「精神運動発達」などはもともと子どもに発達遅滞があった可能性もある。

入所理由との関係を見ると、全体としては、「虐待」がもっとも心身の問題が認められ、次いで「養育拒否」であり、「遺棄」「父母家出」は比較的問題が少なかった。

虐待のタイプによってもちがいがみられ、